# 第 1 編 組 織

- 1. 事 務 分 掌
- 2. 機 構 図
- 3.機構の変遷
- 4. 歷代管理者
- 5. 職 員 数
- 6. 職員給与費
- 7. 職 員 構 成
  - (1)年令別職員構成
  - (2)勤続年数別職員構成

# 1. 事務分掌(平成28年4月1日現在)

# (経営部の事務)

#### 上下水道経営室

- (1) 局の条例、規程、要綱その他重要な規程に関すること。
- (2) 局の文書及び公印の総括管理に関すること
- (3) 局の文書の受領及び発送に関すること。
- (4) 局の職員の任免、給与、服務等に関すること。
- (5) 局の職員の福利厚生及び労働安全衛生に関すること。
- (6) 局の職員の研修に関すること。
- (7) 労働組合に関すること。
- (8) 局の公務災害補償に関すること。
- (9) 局の公告式に関すること。
- (10) 局の公用車に係る総括管理に関すること。
- (11) 局の組織管理に関すること。
- (12) 局の情報化の推進に係る総合調整並びに電子計算組織の管理及び運用に関すること。 ただし、他の課の所管するものを除く。
- (13) 局の工事その他の請負契約及び業務委託契約に関すること。
- (14) 局の財産の売買及び賃貸借契約に関すること。
- (15) 水道事業及び下水道事業の広報活動の総括に関すること。
- (16) 枚方市上下水道事業経営審議会に関すること。
- (17) 庁舎の管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (18) 指定給水装置工事事業者及び市下水道排水設備指定工事店の指定及び処分に関すること。
- (19) 給水装置工事主任技術者の研修に関すること。
- (20) 排水設備工事責任技術者の研修及び試験に関すること。
- (21) 局の予算の編成及び執行管理に関すること。
- (22) 局の決算及び業務状況の報告に関すること。
- (23) 局の資産の再評価及び減価償却に関すること。
- (24) 局の財政計画及び資金計画に関すること。
- (25) 局の公金の出納及び保管に関すること。
- (26) 局の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (27) 局の企業債に関すること。
- (28) 局の収入及び支出証書の審査に関すること。
- (29) 局の会計伝票の保管に関すること。
- (30) 水道事業及び下水道事業の経営に関する調査、研究、企画及び計画に関すること。
- (31) 水道事業及び下水道事業の事業計画の審査及び進行管理に関すること。
- (32) 局の固定資産及び備品の総括に関すること。
- (33) 水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金及び公設浄化槽使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び納入通知に関すること。
- (34) 水道料金等の算定に係る電子計算組織に関すること。

- (35) 水道メーター(以下「メーター」という。)の検針に関すること。
- (36) 使用水量及び汚水排除量の認定に関すること。
- (37) 水道の使用に係る現場調査及び処理に関すること。
- (38) 開栓及び閉栓に関すること。
- (39) 用途の認定に関すること。
- (40) 私設のメーターの取替費用の補助に関すること。
- (41) 水道料金等の収納、督促及び還付に関すること。
- (42) 水道料金の滞納に係る給水停止に関すること。
- (43) 水道料金等に係る不納欠損に関すること。
- (44) 水道料金等の減額及び免除に関すること。
- (45) 水道の臨時使用に関すること。
- (46) お客さまセンター(受付窓口)に関すること。

#### 給排水管理課

- (1) 給水装置工事及び排水設備工事に関すること。
- (2) 枚方市水道事業給水条例(平成9年枚方市条例第27号)第35条の規定による給水管の施設の認定及び必要な措置の決定に関すること。
- (3) 給水装置に係る分担金、手数料等の徴収に関すること。
- (4) 排水設備に係る手数料等の徴収に関すること。
- (5) 水道及び下水道に係る情報管理システムの管理に関すること。
- (6) 分水に係る協定、覚書等の締結に関すること。
- (7) 水道事業及び下水道事業に係る占用継続に関すること。
- (8) 水道及び下水道に係る用地の管理及び境界確定に関すること。
- (9) 用地に係る行政財産の目的外使用の総括に関すること。
- (10) 下水道事業に係る占用許可等に関すること。
- (11) 送配水管等及び下水道管等並びに用地の寄附に関すること。
- (12) 送配水管等及び下水道管等の財産管理及び台帳整備に関すること。
- (13) 国及び大阪府の管理する水路の譲受けに関すること。
- (14) 枚方市下水道条例(昭和51年枚方市条例第27号)第34条第1項の規定による許可その他排水施設の指導に関すること。
- (15) 水洗化に関すること。
- (16) 水道及び下水道に係る道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定による協議に関すること。
- (17) 掘削工事等に伴う送配水管等に係る他の事業体との事前立会に関すること。
- (18) 公共・公益施設における雨水流出抑制施設に関すること。
- (19) 下水道法(昭和33年法律第79号)及び枚方市下水道条例に基づく悪質下水(公共下水道 処理区域内のものに限る。)の規制、監視、指導及び検査に関すること。

# (事業部の事務)

#### 上下水道計画課

- (1) 局の危機管理の総括に関すること。
- (2) 水道及び下水道に係る情報管理システムの構築及び運用に関すること。
- (3) 水道事業及び下水道事業の整備更新等に係る計画に関すること。
- (4) 事業用地の取得の総括に関すること。
- (5) 事業用地の鑑定、契約及び登記に関すること。
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の施行の調整に関すること。
- (7) 下水道事業の都市計画法事業認可及び下水道法事業計画の策定及び変更に関すること。
- (8) 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく事業認可に関すること。
- (9) 公共下水道の供用開始区域及び処理開始区域に関すること。
- (10) 流域下水道事業に関すること。
- (11) 水道事業及び下水道事業に係る工事監理に関すること。

#### 上水道整備室浄水課

- (1) 取水、浄水及び送配水の実施に関すること。
- (2) 水道施設(送配水管等を除く。)の維持管理に関すること。
- (3) 水道施設(送配水管等を除く。)の整備及び改良の工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (4) 水道事業に関する建築物及び庁舎の営繕工事に関すること。
- (5) 大阪広域水道企業団からの受水に関すること。
- (6) 水道に関する水質検査に関すること。
- (7) 水道の水源及び水道水の浄化過程の調査研究に関すること。
- (8) 水道用薬品に関すること。

#### 上水道整備室上水道工務課

- (1) 送配水管等の整備、改良及び移設の工事(受託に係るものを含む。)の設計、施工及び 監督に関すること。
- (2) 前号の施工に係る承諾に関すること。ただし、移設工事のうち受託に係るものを除く。
- (3) 受託工事に伴う負担協定の締結及び負担金の徴収に関すること。
- (4) 水道工事設計積算システムの管理及び運営に関すること。
- (5) 鉛製給水管の解消に関すること。
- (6) 計画に基づく配水系統の整備に関すること。

#### 上水道保全課

- (1) メーターの取替えに関すること。
- (2) 送配水管等の維持補修工事に関すること。
- (3) 給水装置の修繕及び修繕工事費の徴収に関すること。
- (4) 送配水管等の漏水の調査に関すること。
- (5) 小規模工事に係る単価の積算及び執行管理に関すること。

- (6) 小規模貯水槽水道の情報提供に関すること。
- (7) 資材及び工具の出納、保管及び棚卸に関すること。
- (8) 水道事業指定材料承認に関すること。

#### 下水道整備室汚水整備課

- (1) 公共下水道の汚水施設の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (2) 前号の事務に係る家屋調査及び補償に関すること。
- (3) 公共下水道区域内公共汚水ますの設置に係る下水道施設維持課との調整に関すること。
- (4) 汚水整備に係る地下埋設物設置者との連絡調整に関すること。
- (5) 汚水整備に係る施工承諾に関すること。

#### 下水道整備室雨水整備課

- (1) 公共下水道の雨水施設の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (2) 前号の事務に係る家屋調査及び補償に関すること。
- (3) 雨水整備に係る地下埋設物設置者との連絡調整に関すること。
- (4) 雨水浸水対策に関すること。
- (5) 雨水整備に係る施工承諾に関すること。

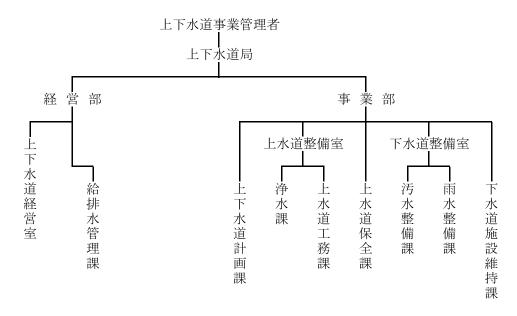
#### 下水道施設維持課

- (1) 公共下水道施設、水路及び排水ポンプ場等の維持管理及び災害復旧に関すること。
- (2) 排水ポンプ場等のポンプ設備の新設及び改築に関すること。
- (3) 浸入水の調査及び防止工事に関すること。
- (4) 下水道事業に関する電気設備及び機械設備に関すること。
- (5) 北部別館の維持管理に関すること。

# 共通事務

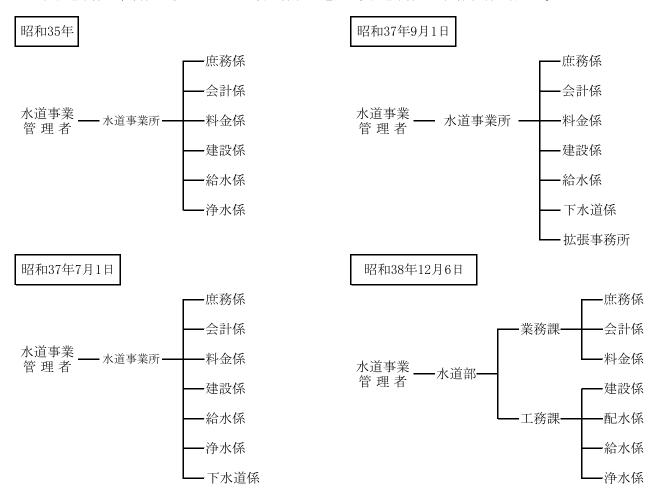
- (1) 文書管理に関すること。
- (2) 請負業務の検査に関すること。
- (3) 開発事業等に係る協議及び指導並びに各施設の検査、指導及び移管・帰属・寄附に関すること。
- (4) 不動産の賃貸借及び使用貸借に係る契約並びに行政財産の目的外使用に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 局の危機管理事象への対応に関すること。
- (7) 他の行政機関との連携に関すること。
- (8) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (9) 事業用地の取得・借用に係る資料の作成及び関係者との調整に関すること。
- (10) 事業計画の立案に関すること。
- (11) 道路及び河川の占用・明示申請に関すること。

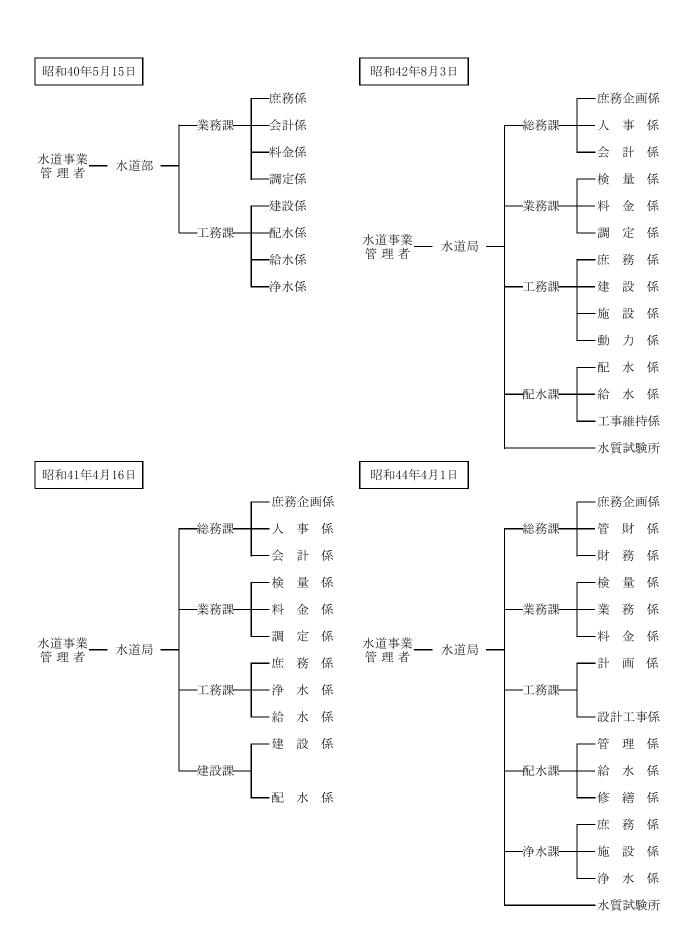
# 2.機構図(平成28年4月1日現在)

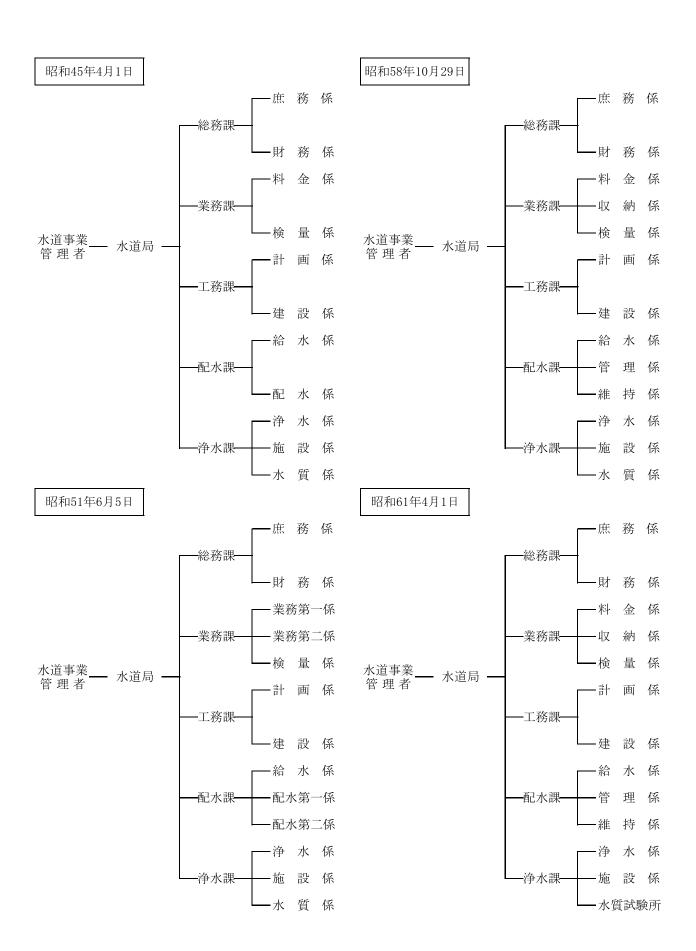


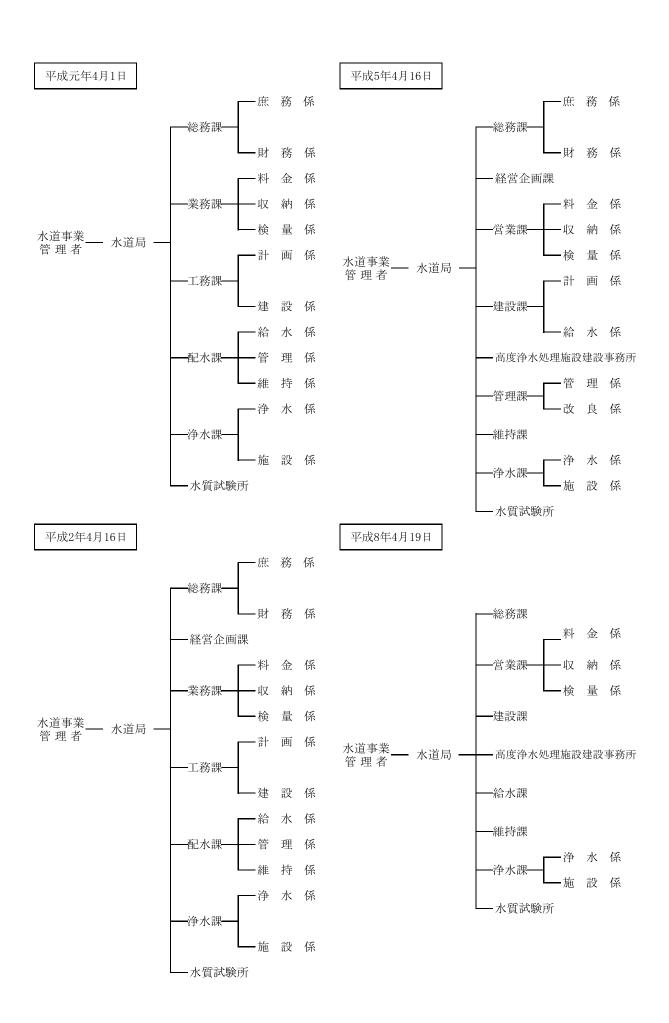
# 3.機構の変遷

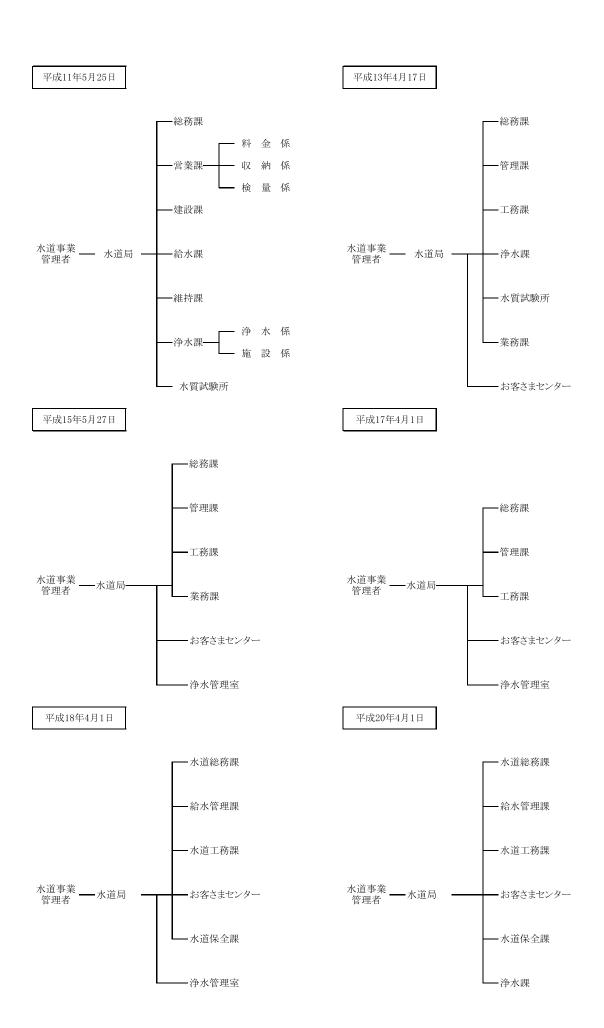
水道事業は、昭和35年4月に地方公営企業法を適用し、管理者を設け、市から独立した機関となる。 下水道事業は、平成23年4月に地方公営企業法を適用し、水道事業との組織統合を行った。

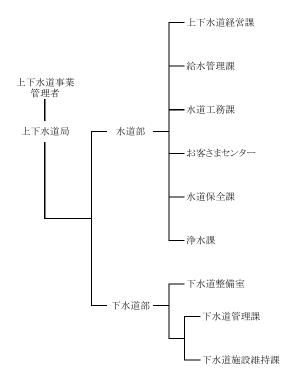












# 4. 歴代管理者 (H. 28 . 4 . 1 現在)

氏名	就任年月日	退任年月日	期間
藤井 幸夫 (助役兼任)	昭和35年 4月 1日	昭和38年 3月31日	3年 0ヶ月
藤原 作一 (助役兼任)	昭和38年 4月 1日	昭和41年 1月 4日	2年 9ヶ月
白川 朝明 (助役兼任)	昭和41年 1月 5日	昭和41年12月31日	1年 0ヶ月
寺嶋 宗一郎 (市長兼任)	昭和42年 1月 5日	昭和42年 4月30日	4ヶ月
山村 富造 (市長兼任)	昭和42年 5月 1日	昭和50年 8月 2日	8年 3ヶ月
北牧 一雄 (市長兼任)	昭和50年 8月31日	昭和51年 6月 3日	9ヶ月
門前 正治	昭和51年 6月 4日	昭和52年 2月14日	8ヶ月
大塩 和男	昭和52年 5月 2日	昭和60年 9月11日	8年 4ヶ月
橋本 巧	昭和60年 9月12日	昭和62年12月20日	2年 3ヶ月
田中 和夫	昭和63年 1月 9日	平成 6年 7月31日	6年 7ヶ月
為川 勝	平成 6年 8月 1日	平成10年 7月31日	4年 0ヶ月
藤井 治人	平成11年 5月25日	平成15年 3月31日	3年10ヶ月
中島 輝治	平成15年 5月22日	平成16年 3月31日	10ヶ月
内山 喬之	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	4年 0ヶ月
榎本 志郎	平成20年 4月 1日	平成23年 9月30日	3年 6ヶ月
西尾 和三	平成23年10月 1日	平成27年 9月22日	4年 0ヶ月
池水 秀行	平成27年10月27日		

<sup>&</sup>lt;注1>空席期間は、職務代理者を指定

# 5. 職員数 (H. 28 . 4 . 1 現在)

<経 営 部>										(単位	江:人)
所 属		上下	水道紅	E営室			給排水	管理調	Ę		
区分	部	担当	経営  財務  担当	営業  料金  担当	検査グ	■給水		総務・ 占用ケ ルーフ゜	▮排水	開発・  明示グ   <sub>ルーフ</sub> ゚	計
部 長	1		l	1		! 	I	! 	l		1
参			i I	i		I	l I	I	i I	I	0
次 長	2[1]		I	1		!	!	!	1	I	2[1]
室 長	[1]		i	i		I	!	I	I	Ī	[1]
課長		1	1	1				1			4
主			ı	i		i	l	i	l	Ī	0
課長代理(再任用)			l I	J	1	] 	l I	] 	l I	I	1
統 括 課 長 代 理		1	1	2		1	1	1	1	1	9
係 長		1	3	3	2	2	1	2	2	3	19
主 任(主査級)			ı	ı		ı	ı	ı	ı	ı	0
主 任		2	1	4		1	2	3	1	1	15
事 務 職 員		4	2	i		i	i	i	i	i	6
技 術 職 員			l	ı	1	1	l	ı I	l	I I	2
再 任 用		1	ı	1 3	2	ı	l	ı	4	Ī	10
一般職非常勤職員			i I	i I		l I	i	l I	i I	<del>1</del> 1	0
	3		31				3	35			69

<sup>&</sup>lt;注1>上下水道事業管理者を除く

<sup>&</sup>lt;注2>期間は、15日以上を1月に換算

<sup>&</sup>lt;注2>臨時職員を除く

<sup>&</sup>lt;注3>職員数[]書きは、兼務の人数

# <事業部>

→ 未 m/							1 1.34	- ±4 /++ -			ı		
所 属		上下水道計画課				上水道整備室				上水道保全課			
		1 1	小儿口口	一四味		浄	水課		上水道	直工務課		小坦怀	土床
		総務グ	ı Fək	■下水	施設			▶ 浄水		■建設		保全ケ	゙∎管理グ
	部		· 工亦 · 道計	道計				管理グ		■第2万		Iルーフ°	
区分			画が	画が	ループ			ールーフ°		ールーフ°	,. ,	ĺ	ľ
			ルーフ。	ループ°		ı	ľ	ı		I		I	I
			l	ľ		I -	1	] -		1		1	1
部長	1		<u>.                                    </u>	j		i I	l l	<u>.                                    </u>		i		j j	j
参事	1[1]			1				ı		T .		1	1
次 長	2[1]		!	i		i I	l	i I		ı		i	i
室長	[2]		) 	1		1 1	1	l 1		1		l I	1
課長			1	•		•	1	•		1		1	
主			ı I	i I		i I	i I	[		i		1	
課長代理(再任用)			I -	1		I	I	I	1	1 1		I	1
統 括 課 長 代 理		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
係 長		1	2	1	3	2	l	1	3	5	3	3	. 1
主 任(主査級)			I	Ī		i	1	i I		i		Ī	Ī
統 括 主 任			! !	1		]	1	l ı		l i		I	1
主 任		1	ı	1 1	1	1	1	1	1	ı	2	1	1 1
事 務 職 員		1	! !			l L	l L	l L		I			
技 術 職 員			1	1 1	1	ı	1	1 2	2	1 2	4	1	ı
再 任 用			l 			I L	1	3		1	3	1	2
一般職非常勤職員			Ī	Ì		Ī	Ì	İ	2	Ī		l	I
	4		13			4	24		4	21		26	

<注1>上下水道事業管理者を除く

<注2>臨時職員を除く

<注3>職員数[]書きは、兼務の人数

# <事 業 部>

所 属	-	下水道整	借宝					
所 属				t ∃m	下水道施設維持課			
	汚水整備		i水整備		SH. Me 13	<b>→/</b> →	ムハマト	
	汚水 汚水	雨水	雨水	雨水	設備が	改良・	総務・	計
	整備 整備 第17 第27		整備 第2グ	整備 第3グ	ルーノ	維持 管理グ	管路グ ループ	н
区分	ループ ループ		ルーフ°	ルーフ°		ループ。	/ /	
	, , ,, ,	,, ,	,. ,	,. ,		,. ,		
部長	<del>                                     </del>		<del>]</del> [	<del>]</del> [		! I	! I	1
参事	I		I	I		I	I -	1[1]
次	i		ı	i I			<u>!</u> !	2[1]
室    長	I		l I	l I		1	l ı	[2]
課長	1		1			1		7
主			]	]		1 1	l I	1
課長代理(再任用)	I		I	ı		Ī	I	2
統括課長代理	1 1	1	1	1	1	1	1	20
係 長	1 • 2	1	1 1	1 1	2	ı 4	ı 3	40
主 任(主査級)	ı		! [	! [		i	i I	1
統 括 主 任	I		<u> </u>	ļ .		l	1	1
主	1 3		! [	1	6	10	6	38
事 務 職 員	I		!	!		l	!	1
技 術 職 員	1 1	1	1	. ————————————————————————————————————		3	1	22
再 任 用	1		!	! !	6	! -	1	19
一般職非常勤職員	1		İ	İ		i	i I	3
	14		10			47		159

<注1>上下水道事業管理者を除く

<注2>臨時職員を除く

# 6. 職員給与費

<水道事業会計> (単位:千円)

						(     32.   1   37
年 科目	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
給料	432, 143	448,020	467,635	517,480	551,730	564,543
報酬	4, 913	11,345	9,411	15,439	21,059	23,359
手 当 等	289, 944	297,603	307,051	339,952	354,418	364,534
時間外勤務手当	20, 406	23,388	23,039	26,597	20,721	20,152
特殊勤務手当	178	138	240	243	319	294
期末勤勉手当	170, 340	171,925	178,277	197,811	210,005	218,383
その他の手当	99, 020	102,152	105,495	115,301	123,373	125,705
法定福利費	141, 521	150,350	157,126	171,633	184,218	185,799
退職給付費(退職給与引当金含む)	179, 351	169,077	295,485	308,652	303,024	200,992
計	1, 047, 872	1,076,395	1,236,708	1,353,156	1,414,449	1,339,227

<sup>&</sup>lt;注1>実際の支給額

<下水道事業会計> (単位:千円)

<u> </u>					(T-12.111)
年度科目	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
給料	452,344	456,670	450,513	459,297	497,734
報酬	2,643	2,502	2,494	5,035	7,501
手 当 等	314,645	309,926	310,285	313,028	339,398
時間外勤務手当	28,787	23,515	31,336	30,816	34,427
特殊勤務手当	624	612	571	568	709
期末勤勉手当	181,054	179,139	172,489	172,025	186,328
その他の手当	104,180	106,660	105,889	109,619	117,934
法定福利費	154,788	154,042	150,765	150,370	163,875
退職給付費(退職給与引当金含む)	70,034	93,467	73,050	306,492	300,000
計	994,454	1,016,607	987,107	1,234,222	1,308,508

<sup>&</sup>lt;注1>実際の支給額

<sup>&</sup>lt;注2>資本勘定職員を含む

<sup>&</sup>lt;注2>資本勘定職員を含む

# 7. 職員構成 (H. 28 . 4 . 1 現在)

#### (1) 年令別職員構成

<水道事業会計> (単位:人) 職名 技術職員 事務職員 年 令 20歳未満 0 
 20 歳
 ~ 24 歳

 25 歳
 ~ 29 歳
4 0 4 9 3 12 
 30 歳
 ~ 34 歳

 35 歳
 ~ 39 歳
1 2 4 5 40 歳 ~ 44 歳 12 16 4 
 45 歳
 ~ 49 歳

 50 歳
 ~ 54 歳
10 3 13 10 6 16 ~ 59 歳 55 歳 19 4 23 60歳以上 20 0 20 112 90 22 計 平均年令 48歳1月 45歳5月 47歳7月

<下水道事業会計> 職名 技術職員 事務職員 計 20歳未満 0 0 0 
 20 歳
 ~ 24 歳

 25 歳
 ~ 29 歳
3 4 8 5 3 ~ 34 歳 30 歳 0 35 歳 ~ 39 歳 3 1 40 歳 ~ 44 歳 22 4 26 ~ 49 歳 ~ 54 歳 45 歳 19 20 50 歳 14 3 17 55 歳 ~ 59 歳 15 4 19 60歳以上 12 0 12 95 18 113 平均年令 47歳9月 43歳0月 47歳0月

(注)管理者、嘱託を除く。再任用は含む。

#### (2) 勤続年数別職員構成

_ '//' _ '/' _ '/'			(1   = 1,7 ()
年 数	技術職員	事務職員	<del>:: -</del>
1年未満	8	0	8
1年 ~ 3年	24	1	25
4 " ~ 6 "	4	2	6
7 " ~ 9 "	0	0	0
10 " ~ 12 "	1	1	2
13 " ~ 15 "	1	0	1
16 " ~ 18 "	5	0	5
19 " ~ 21 "	6	3	9
22 " ~ 24 "	13	1	14
25 " ~ 27 "	8	8	16
28 " ~ 30 "	1	1	2
31年以上	19	5	24
合 計	90	22	112
平均勤続年数	16年5月	23年0月	17年11月

<下水道事業会計> (単位:人)

_ \   小坦尹未云曰 /			(単位:八)
職名	技術職員	事務職員	計
1年未満	6	0	6
1年 ~ 3年	16	4	20
4 " ~ 6 "	0	0	0
7 " ~ 9 "	4	0	4
10 " ~ 12 "	4	1	5
13 " ~ 15 "	0	1	1
16 " ~ 18 "	6	1	7
19 " ~ 21 "	11	3	14
22 " ~ 24 "	12	0	12
25 " ~ 27 "	11	3	14
28 " ~ 30 "	5	1	6
31年以上	20	4	24
合 計	95	18	113
平均勤続年数	18年11月	19年11月	19年1月

(注)管理者、嘱託を除く。再任用は含む。